

○寄附受入規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人梅檀学園東北福祉大学（以下「本学」という。）が受け入れる寄附の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、寄附とは、本学における教育及び研究活動を財政的に支援することを目的として寄附される現金、有価証券及び物品をいう。

(寄附の範囲)

第3条 寄附の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学生に貸与又は給付する学資
- (2) 学生に貸与又は給付する物品等の購入費及び物品
- (3) 学術研究に要する経費及び物品
- (4) 教育研究の奨励を目的とする経費及び物品
- (5) その他本学の業務遂行に要する経費及び物品

(寄附の受入れの制限)

第4条 次に掲げる条件が付されている寄附は、受入れることができない。

- (1) 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与することとされているもの
- (2) 寄附により学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、商標権、著作権、その他これらに準じる権利を寄附者に譲与又は使用させることとされているもの
- (3) 寄附の使用について、寄附者が会計監査を行うこととされているもの
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附等の全部又は一部を取り消すことができることとされているもの
- (5) 寄附を受入れることによって財政負担が伴うもの
- (6) その他学長又は部局長が特に教育研究上、支障があると認めるもの

(寄附の申込み)

第5条 寄附の申込みは、別紙寄附申込書により行うものとする。

(寄附の受入れの決定)

第6条 学長は、寄附の申込みがあったときは、寄附の用途目的が本学の業務遂行上、

有意義であり支障がないと認められているものについて受入れの決定をするものとする。

(寄附の受入れの決定通知)

第7条 学長は、寄附の受入れ決定を行ったときは、その旨を寄附者及び財務部に通知するものとする。

(寄附の執行)

第8条 寄附により取得した資産等の取扱いについては、本学の経理規程及びその他の定めに従わなければならない。

(寄附の使途)

第9条 寄附の使途の特定は、寄附者が行うものとする。ただし、寄附者が使途を特定していない場合は、第3条の各号から使途を特定し、これに充てるものとする。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和2年9月1日から一部改正施行する。

別紙

寄附申込書

年 月 日

東北福祉大学

学長 殿

寄附者

住所

氏名

印

下記のとおり寄附を申込みます。

記

寄 附 品 目	
寄 附 金 額 又 は 取 得 額	円
寄 附 予 定 年 月 日	年 月 日
寄 附 の 目 的	
寄 附 の 条 件	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

- (注) 1 法人の場合は法人名、代表者名をご記入押印願います。
2 寄附が有価証券の場合は、寄附品目の欄に証券名及び額面金額を記入し、寄附金額又は取得額欄に時価をご記入願います。